

元 予 第 2 0 7 6 号
令 和 2 年 3 月 2 日

林野庁長官 殿

大臣官房参事官（経理）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事
及び業務の一時中止措置等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、令和2年2月26日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣から、大規模な感染リスクのあるイベント等について今後2週間は中止等の対応を要請するなど、感染拡大の防止に万全を期す旨の発言があったところである。

については、既契約の工事及び業務に係る一時中止措置等に関し、下記のとおり取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。なお、通年維持工事等、履行されなければ公物管理等に支障をきたすものは、この限りではない。

また、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、貴職から願います。

記

1. 工事又は業務の一時中止措置等について

工事又は業務の契約は、工事の請負契約に係る契約書について（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知）別紙の工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）又は建設工事に係る設計等業務の請負契約書について（平成8年2月23日付け8経第263号農林水産事務次官依命通知）別紙の業務請負契約書（以下「業務請負契約書」という。）に基づき実施しているところであるが、発注者においては、工事請負契約書第19条及び第20条又は業務請負契約書第19条及び第20条の規定の趣旨に則り、以下のとおり受注者に対する工事又は業務の一時中止措置等を適切に行うこととする。

なお、工事請負契約書又は業務請負契約書に類する契約書により契約している工事又は業務についても同様とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染

拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認する。その上で、受注者からその申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、工事請負契約書又は業務請負契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。なお、一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、工事請負契約書又は業務請負契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、本通知発出の日から令和2年3月15日までの期間とする。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1)に準じて対応する。この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

2. 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

1. の措置に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。

事務連絡
令和2年2月27日

各都道府県 森林整備保全事業担当部長 殿

林野庁森林整備部計画課長

工事現場等における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について

全国的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、このたび、建設現場に従事する者が新型コロナウイルスに感染する事態が発生したところです。

都道府県におかれましては、工事及び業務に係る工事現場等において、当面、下記の感染拡大防止対策を徹底するとともに、受注者を通じ全ての作業従事者等の健康管理に留意いただき、発熱等の風邪の症状が見られるときは休暇を取得させるなど、適切な対応をお願いします。

また、受注者に対し、作業従事者等の新型コロナウイルスの感染が判明した場合には、速やかに発注者に報告する体制構築を指示するとともに、当該作業従事者及びその濃厚接触者と考えられる者等に自宅待機を依頼し、合わせて保健所等の指導に従って対応するよう指示するなど、適切な対応を講じていただきますようお願いいたします。

上記措置を講じるに当たっては、必要に応じ、工事等の一時中止を指示するほか、工期の見直しも含め施工期間等の適正化に努めるよう留意願います。

なお、関係機関に対しては貴職から参考までに送付をお願いします。

記

1 工事現場等における当面の感染症対策等について

- (1) 厚生労働省等が発表する情報の収集及び作業従事者等への周知を徹底する。
- (2) 工事現場等における厚生労働省HP掲載のチラシ等の掲示、並びに手洗いや咳エチケットの励行、アルコール消毒液の設置等、感染予防対策を実施する。
- (3) 特に、地元調整や現場見学会など多数の者と接触する可能性がある工事現場等においては、調整及び説明の方法または開催の必要性等を改めて検討するとともに、工事現場等で行う際には、出入り口でのアルコール消毒液の設置の徹底、多くの者が触れる箇所の定期的な消毒等、来訪者並びに職員・現場従事者等への感染拡大防止対策を実施する。
- (4) 工事現場等において感染者が発生した場合には、発注者（監督職員等）へ迅速な情報連絡を実施する。

(参考)

(1) 首相官邸ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策をしておこう～」

URL : <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

(2) 内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)

URL : https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

(3) 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

(4) 厚生労働省 新型コロナウイルスを防ぐには

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599643.pdf>

担当:計画課課長補佐(施工技術班担当)